

船川港港湾計画書（案）

－ 改 訂 －

令和 6 年 5 月

船川港港湾管理者
秋 田 県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき

- ・平成9年5月 第24回秋田県地方港湾審議会
- ・平成9年7月 港湾審議会第163回計画部会

の議を経、その後の変更については、

- ・平成14年2月 第25回秋田県地方港湾審議会
- ・平成15年3月 第26回秋田県地方港湾審議会
- ・平成17年1月 第28回秋田県地方港湾審議会

の議を経た船川港の港湾計画を改訂するものである。

目 次

I	港湾計画の方針	1
II	港湾の能力	5
III	港湾施設の規模及び配置	6
1	公共埠頭計画	6
2	危険物取扱施設計画	7
3	水域施設計画	8
4	外郭施設計画	9
5	小型船だまり計画	10
6	マリーナ計画	12
7	臨港交通施設計画	13
IV	港湾の環境の整備及び保全	14
1	港湾環境整備施設計画	14
V	土地造成及び土地利用計画	15
1	土地造成計画	15
2	土地利用計画	16
VI	その他重要事項	17
1	国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能する ために必要な施設	17
2	大規模地震対策施設計画	17
3	港湾施設の利用	18
4	その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項	18

I 港湾計画の方針

1 船川港への要請

船川港は、秋田県西部にあたる男鹿半島の南東部に位置し、古くから男鹿市を中心とする地域の流通拠点として、また、天然の避難港として発展し、昭和 26 年に重要港湾に指定された。

今日の船川港は、男鹿地域の物流・産業活動を支える基盤として重要な役割を担っているほか、国家石油備蓄基地の立地によるエネルギー拠点としての役割も担っている。

近年、地球温暖化防止に向けた再生可能エネルギーの積極的な導入が求められ、特に洋上風力発電事業が注目されるなか、秋田県沖の海域は、風況や海底の地盤状況等から洋上風力発電事業の有望地域として期待されている。

船川港は、地場産業の物流拠点としての役割を担うとともに、複数の洋上風力発電事業区域に近接するポテンシャルを活かし、海洋再生可能エネルギー発電設備の導入を支援するための拠点としての役割を担う必要がある。

物流機能を効果的に発揮させる観点では、今後増加するバルク貨物や洋上風力発電事業に伴う貨物等の効率的な荷捌きを行うため、埠頭の再編及び機能強化を図る必要がある。

地域産業の活性化に資する港づくりという観点では、企業立地需要や将来の土地需要への柔軟に対応する必要がある。

災害に強い港づくりという観点では、大規模地震発生時の対応を目的とした耐震強化岸壁の整備が必要である。

観光産業の活性化に資する港づくりという観点では、クルーズ船の受入機能の強化が必要である。

2 港湾計画の方針

(1) 港湾計画の方針

地域産業の振興や再生可能エネルギーの導入促進に貢献する拠点としての機能強化を目指し、2030年代後半を目標年次として、以下の方針を定め、港湾計画を改訂する。

1) 【物流】地域の基幹産業の支援拠点の形成

地域産業の持続的発展や競争力強化に資する物流基盤及び生産基盤を強化する。

- ① バルク貨物の新規需要を踏まえた埠頭用地の確保
- ② 物流の効率化に対する公共岸壁の確保
- ③ 国家石油備蓄機能の維持及び国産原油の供給拠点機能の確保

2) 【防災】半島地域での防災・減災機能の確保

大規模災害時において、県民の暮らしや来訪者の安全・安心を守るとともに、産業の自然災害リスクを低減する。

- ① 緊急物資輸送に対応するための耐震強化岸壁

3) 【産業】風力発電の設置及び維持管理拠点の形成

風力発電の設置・維持管理に対応した環境の提供と港湾空間の有効活用を行うことにより、風力発電の拠点を形成する。

- ① 洋上風力発電及び陸上風力発電の設置・維持管理に伴う関連貨物の取扱機能の強化
- ② 浮体式洋上風力発電設備の基礎等の製作に必要な用地の確保
- ③ 風力発電関連の産業の立地の促進

4)【交流】観光需要への対応

地域の観光産業の強化に資する交流基盤を強化する。

- ① クルーズ船需要に対応するため、既存岸壁の有効活用を図りながら旅客船対応機能の強化を図る
- ② 観光施設や駅と連携した交流空間の形成

5)【環境】住民が親しめる親水空間の確保

港湾における快適な環境の創出を図るため緑地等の親水空間の形成を図る。

（２）港湾空間のゾーニング

船川港は本港・平沢・金川・増川・女川・鵜ノ崎の６つの地区から構成されている。多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間を形成するため、陸域（約２５０ha）と水域（約２，８００ha）からなる港湾空間を以下のように利用する。

- 本港地区南部及び平沢地区東部は、物流関連ゾーンとする。
- 金川地区中央部及び平沢地区南東部は、生産関連ゾーンとする。
- 本港地区北部、金川地区北部、平沢地区西部、増川地区及び女川地区は、船だまり関連ゾーンとする。
- 金川地区南部及び鵜ノ崎地区は、緑地レクリエーションゾーンとする。
- 平沢地区中央部は、エネルギー関連ゾーンとする。

Ⅱ 港湾の能力

目標年次（２０３０年代後半）における取扱貨物量、船舶乗降旅客数等を次のように定める。

取扱貨物量	外 貿	１３万トン
	内 貿	１０５万トン
	合 計	１１８万トン
船舶乗降旅客数等		１．０万人

Ⅲ 港湾施設の規模及び配置

1 公共埠頭計画

1－1 平沢地区

原木等の外貿貨物、石材等の内貿貨物を取扱うとともに、海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び組立の支援拠点を形成するため、公共埠頭を次のとおり計画する。

水深 1 2 m 岸壁 1 バース 延長 2 3 0 m

[既定計画の変更計画]

埠頭用地 9 h a (荷さばき施設用地及び保管施設用地)

[既定計画の変更計画]

既定計画

水深 1 3 m 岸壁 1 バース 延長 2 6 0 m

埠頭用地 1 0 h a (荷さばき施設用地及び保管施設用地)

2 危険物取扱施設計画

2-1 平沢地区

公共埠頭計画の変更に伴い、危険物取扱施設計画を削除する。

{	既定計画	}
	水深 9 m ドルフィン 1 バース（専用）	

また、以下の施設を撤去する。

{	既設	}
	水深 9 m ドルフィン 1 バース（専用）	

3 水域施設計画

係留施設を含む埠頭の計画に対応するため、航路、泊地及び航路・泊地を次のとおり計画する。

3－1 航路

平沢地区 船川航路 水深 1 2 m 幅員 2 5 0 m

[既定計画の変更計画]

{	既定計画
	平沢地区 船川航路 水深 1 3 m 幅員 2 5 0 m

3－2 泊地

平沢地区

水深 1 2 m 面積 1 h a [既定計画の変更計画]

水深 1 0 m 面積 1 h a [既定計画]

{	既定計画
	水深 1 3 m 面積 2 9 h a
	水深 1 0 m 面積 1 h a

3－3 航路・泊地

平沢地区

水深 1 2 m 面積 2 8 h a [既定計画の変更計画]

4 外郭施設計画

公共埠頭計画の変更に伴い、外郭施設を次のとおり計画する。

4－1 防波堤

平沢地区 船川防波堤 延長 6 6 m

[既設の変更計画]

〔 既設
平沢地区 船川防波堤 延長 6 3 6 m 〕

5 小型船だまり計画

5－1 本港地区

漁船、作業船等の集約を図るため、以下の施設について計画を変更する。

本港第五船だまり

物揚場 水深 3 m 延長 2 7 2 m [新規計画]

5－2 平沢地区

既定計画どおりとする。

平沢第二船だまり

既定計画

航路 水深 1.5 m 幅員 10 m

泊地 水深 1.5 m 面積 1 h a

防波堤 延長 40 m

防砂堤 延長 45 m

船揚場 延長 35 m

埠頭用地 1 h a

5－3 金川地区

漁船、作業船等の集約を図るため、以下の施設について計画を変更する。

金川第二船だまり

物揚場 水深 3 m 延長 2 7 2 m [既設の変更計画] R

既設

物揚場 水深 2 m 延長 2 7 2 m

なお、以下の施設については、既定計画どおりとする。

金川第一船だまり

既定計画

航路 水深 3 m 幅員 2 5 m

泊地 水深 2 ～ 3 m 面積 2 h a

防波堤 延長 4 0 2 m

防砂堤 延長 1 2 0 m

物揚場 水深 3 m 延長 6 0 m

船揚場 延長 1 2 0 m

埠頭用地 1 h a

6 マリーナ計画

6-1 金川地区

海洋性レクリエーション需要の拡大に対応するため、マリーナ計画を次のとおり計画する。

男鹿第二マリーナ

航路 水深 3 m 幅員 5 0 m [既定計画]

泊地 水深 3 m 面積 1 h a [既定計画]

防波堤 延長 1 5 0 m [既定計画]

小型栈橋 1 基 [既定計画]

船揚場 延長 3 0 m [既定計画]

交流厚生用地 4 h a [既定計画]

なお、防波堤 1 9 0 m を撤去する。(うち 5 0 m 撤去済み)

既定計画

航路 水深 3 m 幅員 5 0 m

泊地 水深 3 m 面積 1 h a

防波堤 延長 1 5 0 m

小型栈橋 1 基

船揚場 延長 3 0 m

交流厚生用地 4 h a

なお、防波堤 1 9 0 m を撤去する。

7 臨港交通施設計画

7-1 道路

港湾における交通の円滑化を図るとともに、港湾と背後地域とを結ぶため、臨港交通施設を次のとおり計画する。

臨港道路 平沢臨海線

起点 平沢地区 終点 臨港道路本港6号線 2車線

[既定計画の変更計画]

臨港道路 平沢第一船だまり線

起点 平沢第一船だまり

終点 臨港道路本港6号線 2車線

[既定計画]

臨港道路 金川3号線

起点 金川地区 終点 臨港道路埋立幹線 2車線

[既定計画]

既定計画

臨港道路 平沢臨海線

起点 平沢地区 終点 臨港道路本港6号線 2車線

臨港道路 平沢第一船だまり線

起点 平沢第一船だまり

終点 臨港道路本港6号線 2車線

臨港道路 金川3号線

起点 金川地区 終点 臨港道路埋立幹線 2車線

IV 港湾の環境の整備及び保全

1 港湾環境整備施設計画

本港において良好な港湾の環境の形成を図るため、港湾環境整備施設について以下のとおり計画を変更する。

本港地区	緑地	2 h a	
			[既定計画の変更計画]
平沢地区	緑地	1 h a	
			[既定計画の変更計画]
平沢地区	緑地	5 h a	
			[既定計画]
金川地区	緑地	3 h a	
			[既定計画]

既定計画			
本港地区	緑地	5 h a	
平沢地区	緑地	1 h a	
平沢地区	緑地	5 h a	
金川地区	緑地	3 h a	

V 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地造成計画及び土地利用計画を次のとおり計画する。

1 土地造成計画

単位：h a

用途・ 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	交流 厚生 用地	工業 用地	交通 機能 用地	危険物 取扱 用地	緑地	合計
本港 地区								
平沢 地区	(9) 9			(2 7) 2 7	(5) 5		(1) 1	(4 2) 4 2
金川 地区	(1) 1		(4) 4	(1 2) 1 2	(1) 1		(1) 1	(1 8) 1 8
増川 地区								
女川 地区								
合計	(9) 9		(4) 4	(3 8) 3 8	(5) 5		(3) 3	(6 0) 6 0

注 1) () 内は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

注 2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

2 土地利用計画

単位：h a

用途・ 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	交流 厚生 用地	工業 用地	交通 機能 用地	危険物 取扱 用地	緑地	合計
本港 地区	(2 2) 2 2	(4) 4		(3 5) 3 5	(8) 8		(2) 2	(7 0) 7 0
平沢 地区	(1 0) 1 0			(3 3) 3 3	(6) 6	(1 0 7) 1 0 7	(7) 7	(1 6 2) 1 6 2
金川 地区	(3) 3	(2 0) 2 0	(1 2) 1 2	(2 0) 2 0	(1 3) 1 3		(1 5) 1 5	(8 4) 8 4
増川 地区	(1) 1							(1) 1
女川 地区	(1) 1							(1) 1
合計	(3 6) 3 6	(2 4) 2 4	(1 2) 1 2	(8 8) 8 8	(2 7) 2 7	(1 0 7) 1 0 7	(2 4) 2 4	(3 1 8) 3 1 8

注 1) () 内は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注 2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

既定計画

単位：h a

用途・ 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	交流 厚生 用地	工業 用地	交通 機能 用地	危険物 取扱 用地	緑地	合計
本港 地区	(2 2) 2 2	(5) 5		(3 0) 3 0	(8) 8		(5) 5	(7 0) 7 0
平沢 地区	(1 2) 1 2	(6) 6		(7) 7	(4) 4	(1 0 7) 1 0 7	(6) 6	(1 4 0) 1 4 0
金川 地区	(6) 6	(1 8) 1 8	(1 2) 1 2	(2 0) 2 0	(1 3) 1 3		(1 5) 1 5	(8 4) 8 4
増川 地区	(1) 1							(1) 1
女川 地区	(1) 1							(1) 1
合計	(4 1) 4 1	(2 9) 2 9	(1 2) 1 2	(5 6) 5 6	(2 5) 2 5	(1 0 7) 1 0 7	(2 6) 2 6	(2 9 5) 2 9 5

注 1) () 内は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注 2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

VI その他重要事項

1 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

今回新規に計画する施設及び既に計画されている施設のうち、本港が国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設は以下のとおりである。

平沢地区

岸壁 1 バース 水深 12 m 延長 230 m

[既定計画の変更計画]

泊地 水深 12 m 面積 1 ha

[既定計画の変更計画]

航路・泊地 水深 12 m 面積 28 ha

[既定計画の変更計画]

航路 水深 12 m 幅員 250 m

[既定計画の変更計画]

2 大規模地震対策施設計画

既設の施設のうち、以下の施設について、大規模地震が発生した場合に物資の緊急輸送、住民の避難等に供するため、大規模地震対策施設として計画する。

本港地区

水深 10 m 岸壁 1 バース 延長 185 m

[既設の変更計画] C

道路

臨港道路 本港地区臨海線 [既設の変更計画]

起点 本港 4 号岸壁 終点 臨港道路 4 号線 4 車線

3 港灣施設の利用

(1) 物資補給等のための施設

貨物船、作業船等の待機並びに物資補給の用に対応するため、既存施設を有効に活用し、物資補給等のための施設を次のとおり計画する。

本港地区

水深 8 m 岸壁 1 バース 延長 1 4 5 m (物資補給岸壁)

[既設の変更計画] B

4 その他港灣の開発、利用及び保全に関する事項

(1) 廃棄物処理への対応

廃棄物の処理用地を確保するため、平沢地区の 4 0 h a の土地造成において、浚渫土砂及び陸上残土 3 9 2 万 m³ の廃棄物処理を計画する。[新規計画]